

# 平成22年度第1回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

日 時：平成22年4月28日（水）

13：30～15：30

場 所：岐阜県水産会館中会議室

## ○開会の挨拶（和田技術検査課長）

## ○主な議事審議結果

### 1 役員の選出について

#### （1）委員長の選出

委員の互選により、安田委員を選出。

#### （2）副委員長の指名

委員長が和田委員を指名。

#### （3）議事概要書署名委員の指名

委員長が署名委員として加藤委員、小森委員、坂本委員の3委員を指名。

### 2 平成22年度の審議事項及び計画等について

#### （1）公共事業の再評価\*<sup>1</sup>について

##### 【質疑応答】

Q) 委員会の意見を尊重するとあるが、“尊重”のレベルをどう理解すればよいのか。

A) 委員会で出された継続・中止と言った意見について重く受け止め、事業主体において対応方針を決定します。

また、事業に対する附帯意見等についても、現状の中で精一杯努力し対応していく考えであります。

#### （2）市町村事業の再評価について

##### 【審議結果】

市町から審議依頼のあった6事業の再評価について、本委員会の審議案件とする。

#### （3）再評価実施箇所及び事業概要について

##### 【質疑応答】

Q) 各事業で費用対便益比の基準が1以上とあるが、県財政が厳しい状況の中、基準は見直されているのか。

また、B/Cによる継続事業と新規事業の優先度の判断を伺いたい。

A) 全ての事業を把握していませんが、基本的には1以上という基準は変わっていないと思っております。ただし、道路事業で申しますと各便益を算出する過程で条件が厳しい方向で見直されており、B/Cの数値が過去よりは低く出る傾向にはあります。

継続事業と新規事業の優先度については、事業を担当している事業課でなければ明確なお答えはできませんが、新規事業はかなり抑制されております。特に道路事業では幹線道路をメインに実施しており、選択と集中といった方針で実施されているのが現状です。

##### 【審議結果】

平成22年度は別表に掲げる12箇所（県事業6・市町事業6）の審議を実施する。

(4) 事後評価\*2の審議について

【審議結果】

本委員会において、事後評価について審議案件とする。なお、審議箇所は対象箇所20箇所から、事業課毎に最も事業費が大きい箇所として、次の5箇所について事後評価の審議を行う。

事業名	地区名	施行場所	事業課名
県営農林漁業用揮発油税財源 身替農道整備事業	乙姫地区	中津川市	農地整備課
ふるさと林道緊急整備事業	宮谷～金坂	本巢市	森林整備課
水源森林総合整備事業	琴ヶ沢	恵那市	治山課
公共道路改築事業	一般国道303号川上・八草バイパス	揖斐川町	道路建設課
地方道路整備臨時交付金事業	中濃大橋御嵩線	可児市	街路公園課

(5) 県施工ダムの評価軸について

【審議結果】

本委員会において、県施工ダムを検証する評価軸等について審議案件とする。なお、審議方法として、専門的な観点から検討して、更に広い社会的な観点から詰めていくこととし、作業部会を設置し討議の上、その結果をもとに本委員会で審議を行う。

作業部会は、本委員会の学識者3名に、河川工学、防災環境計画の専門的知識を有している学識者2名を加えて実施する。

(6) 現地調査の実施について

次の3箇所について、6月18日（金）に現地調査を実施する。

	事業名・箇所名	調査場所
①	交通連携推進事業・社会資本整備総合交付金事業 (一般国道256号高富バイパス)	山県市
②	森林居住環境整備事業・ふるさと林道緊急整備事業 (伊自良～根尾線)	山県市、本巢市
③	県営水質保全対策事業(羽島地区)	羽島市、笠松町、岐阜市

(7) 平成22年度監視委員会の開催計画について

以下の日程で委員会を開催する。

	開催日	会議概要
第2回委員会	6月18日(金) 10:00～	○ 県施工ダムの評価軸について ○ 現地調査
第3回委員会	7月30日(金) 13:30～	○ 再評価詳細審議(市町事業) 森林整備課所管事業(2箇所) 下水道課所管事業(4箇所)
第4回委員会	9月7日(火) 13:30～	○ 再評価詳細審議(県事業) 農地整備課所管事業(1箇所) 森林整備課所管事業(2箇所) 道路建設課所管事業(2箇所)
第5回委員会	12～2月頃	○ 再評価詳細審議(県事業) 河川課所管事業(1箇所) ○ 事後評価詳細審議 農地整備課、森林整備課、治山課、 道路建設課、街路公園課(各1箇所)

○閉会の挨拶（和田技術検査課長）

○委員会の様子



\* 1 （再評価）

事業の採択後一定期間を経過した後も着工されていない事業、事業の採択後既に長期間が経過している事業の評価。

\* 2 （事後評価）

事業完了後（暫定供用後を含む）1年間を経過した大規模な事業の評価。  
但し、河川事業等、事業効果が現れるまで期間を要する事業については5年経過後に評価する。